

第3次匝瑳市障害者計画

【概要版】

1 計画策定の趣旨と計画の期間

本市では、平成29年3月に策定した「第2次匝瑳市障害者計画」の計画期間が令和3年度をもって終了することから、本市の障がい者施策を引き続き計画的に推進していくため、新たに令和4年度を初年度とした「第3次匝瑳市障害者計画」（以下、「障害者計画」という。）を策定することとしました。

障害者計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とします。

2 市の目指すべき方向と計画の基本理念

障害者計画は前計画の基本理念を引き継ぎ、障がいのある方もない方も、共に支え合っ
て地域で安心して自分らしく暮らし続けられるまちの実現をめざすこととします。

【基本目標】

安心して、地域で暮らせるまちづくり

3 施策展開の方向性

施策の方向性1 生活支援と雇用・就労

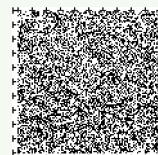
様々な状況にある障がい者（児）とその介護者の地域での生活を支援するため、基幹相談支援センターを中核とする関係機関等の相談支援のネットワークを強化し、相談支援体制の充実を図ります。

障がいのある方の自立と社会参加を推進するため、障がいのある方への就労支援を推進します。

就労移行支援事業等の利用や、雇用奨励金の給付、就労後の定着支援等、一般就労に向けた支援を推進します。また、就労支援関係機関等と連携し、地域における障がいのある方の雇用促進や就労支援に向けた取組を進めていきます。

施策の方向性2 保健・医療

生涯を通じて必要な保健・医療サービスが受けられる体制づくりをめざすとともに、障がいのある方が心と身体の健康保持や増進に必要な支援を受けることにより、自らの「健康」や「体力」について、現在よりも安心が得られるよう、継続した保健・医療及び福祉サービスの量的・質的な充実を図り、自立生活に向けた福祉的支援体制を構築します。



施策の方向性3 生活環境と安全・安心

障がいのある方の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境を整備するため、障がいのある方に配慮したまちづくりを推進します。

また、災害その他の緊急時にも安全・安心が確保されるよう、避難支援体制や防犯対策等の取組を強化し、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。

施策の方向性4 療育・教育と文化芸術活動・スポーツ等

障がいの有無に関わらず、社会活動に参画し生きがいのある暮らしを送ることができるよう、円滑に学習活動や文化芸術活動、スポーツ、レクリエーションを行うことができる環境の更なる整備等を推進します。

施策の方向性5 差別の解消と権利擁護

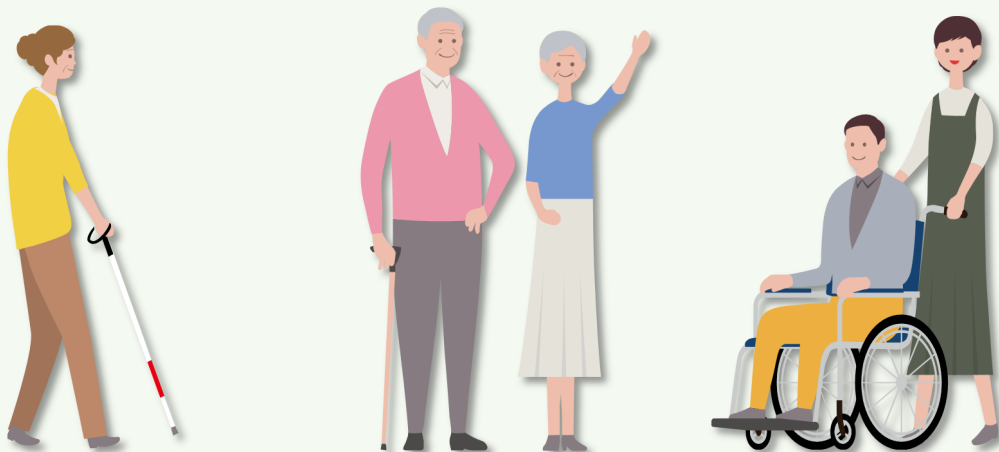
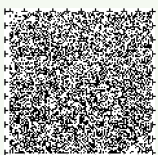
障がいがあることによって他者から虐げられることがないように、障がい者虐待の防止とともに、養護者に対する支援等に関する施策を促進します。

また、認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいがあることにより、自らにとって必要なことを主張したり、一人で選択・決定することが難しい状態にある人が、地域社会に参画しながらその人らしい生活を継続できるよう、本人にとって最適な権利擁護支援や成年後見制度の利用を促進していきます。

施策の方向性6 情報・アクセシビリティ

障がいのある方が地域で生活していく上では、様々な情報を得ることが重要です。これらの情報を障がいのある方が入手しやすい環境を整備するため、障がい特性を踏まえた、情報のバリアフリー化を推進します。

また、様々なコミュニケーション手段を確保することは、障がいのある方が地域で安心して暮らすことにもつながることから、地域等におけるコミュニケーションの支援体制を充実します。



4 計画の体系

[基本目標]

[施策の方向性]

[施策]

安心して、
地域で暮らせるまちづくり

1 生活支援と
雇用・就労

(1) 相談支援と福祉の充実

(2) 障がい児支援の充実

(3) 障がい者の雇用・就労の促進

2 保健・医療

(1) ライフステージに応じた保健事業の充実

(2) 精神保健福祉の充実

(3) 医療サービス等の充実

3 生活環境と
安全・安心

(1) バリアフリー化の推進と居住環境の整備

(2) 移動支援と交通環境の充実

(3) 防災・防犯対策の推進

4 療育・教育と
文化芸術活動・
スポーツ等

(1) 療育・教育の充実

(2) 文化芸術・スポーツ活動等の促進

(3) 障がい者による地域活動の促進

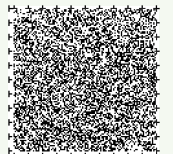
5 差別の解消と
権利擁護

(1) 市民の理解と支援の促進

(2) 虐待防止と権利擁護の推進

6 情報・
アクセシビリティ

(1) 情報提供と意思疎通支援の充実



5 周知・広報

障害者計画の趣旨は、障がいの有無にかかわらず、全ての市民がその人らしい暮らしを送ることができる地域社会の実現を市一丸となって目指すものです。

障害者計画が市民に開かれたものとなり、障がいや障がいのある方がさらに広く理解を得られるよう、障がい者支援の趣旨や関連施策の内容について、市のホームページ、広報紙、パンフレット等を通じて速やかな周知を図ります。

6 推進体制

本市では、庁内関係各課、福祉、保健及び医療の関係者等との連携を図るとともに、全ての市民や関係機関の理解や協力を得ながら、事業の総合的な推進を図ります。

(1) 市民の理解と参画の促進

市民の障がいや障がいのある方に対する理解を広く深めるとともに、福祉活動等への参加意識の高揚を図ります。さらに、障害者計画の円滑な実施に向け、障がいのある方本人及び家族と関係機関との連携強化を図り、地域で障がい者を支える支援ネットワークづくりに取り組みます。

(2) 庁内関係各課との連携

庁内関係各課との調整等、事業を円滑に推進するため、障がい者施策について全庁的な対応を図るとともに、福祉課との連携をさらに強化し、施策の推進にあたります。

(3) 関係機関との連携強化

障がい者福祉施策の中には、専門的あるいは技術的に高度なことから、市単独で行うことが困難な事業も多いため、広域的連携の調整、国や県等の関係機関との連携を強化します。

また、障がいのある方等の「親亡き後」に備え、障がいのある方等やその家族の緊急事態に対応するため、関係機関と連携し地域生活支援拠点等の整備を図ります。

第3次匠瑳市障害者計画【概要版】

発行：令和4年3月

編集：匠瑳市役所 福祉課

住所：〒289-2198 匠瑳市八日市場ハ 793 番地 2

TEL：0479-73-0096

FAX：0479-72-1116

